

令和8年第4回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

書面審議期間	令和8年5月13日（水）～14日（木）
可決日	令和8年5月14日（木）
開催方法	急施を要するため、書面審議により教育委員会の決議に代える。
書面決議者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 久米 道人

【会議に提出された議案】

議案第20号 令和8年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として、議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【議 事】

○議案第20号 令和8年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）

5月13日（水）に事務局から各委員へ、教育委員会資料及び書面決議書を送達した。

質疑等はなく、5月14日（木）までに全員から書面決議書を受領した。

令和８年第４回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第20号	令和８年第２回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）	全数の同意をもって可決

令和8年第4回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書 記

令和8年 第4回 湯 沢 市 教 育 委 員 会（書面審議）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

1 番 築瀬 均 委員

4 番 久米 道人 委員

3. 議 事

議案第20号 令和8年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）

4. 閉 会

令和 8 年 第 4 回 湯沢市教育委員会（書面審議） 提出案件

議案第20号 令和 8 年第 2 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第20号

令和8年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和8年5月 日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

教育長の給料月額引き上げに係る条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり議会に提出する。

令和8年 月 日提出

湯沢市長 佐 藤 一 夫

提案理由

常勤特別職の給料月額を改正するものです。

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

令和 8 年 月 日

条例第 号

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年湯沢市
条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「803,000円」を「945,000円」に改め、同項第 2 号中「666,000
円」を「740,000円」に改め、同項第 3 号中「562,000円」を「625,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

湯沢市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(給料の支給) 第3条 市長等の給料の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>803,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>666,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>562,000円</u> 2 略	(給料の支給) 第3条 市長等の給料の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>945,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>740,000円</u> (3) 教育長 月額 <u>625,000円</u> 2 略